Ⅱ. 移行前後の業務運用等について(概要)

1. データ等移行処理に伴う留意事項

第5次NACCS等で処理中となっているオンラインデータ等は、原則全て第6次NACCSへ移行しますので、第5次NACCS等で実施した業務の後続業務については、第6次NACCSで引き続き行うことができます。

ただし、一部の情報については移行できないこと、また、第5次NACCS等と第6次NACCSとの間で業務仕様の変更に伴い変換処理を行う情報があることから、移行前後における業務処理においてご留意いただく点について、後述「3. 第5次NACCS等から第6次NACCSへの移行処理において移行対象外となるデータ」以降にまとめていますので、必ずご確認をお願いします。

2. システム停止時間帯の業務手続きについて

次のシステム停止時間帯においては、全てのオンライン業務の利用が不可となるため、 当該時間帯の一部業務の取扱いについては、本資料において留意事項としてご案内します が、基本的には、停止時間帯において税関及び関係省庁等(以下「関係行政機関」という。) に対する申告・申請・届出手続等が必要となる場合は、あらかじめ関係行政機関に対応方 法等について相談してください。

【システム停止時間(予定)】

① NACCS

平成29年10月7日(土)23:15 から 8日(日)05:00まで

② 港湾サブシステム (海上入出港業務を含む) 平成29年10月7日(土) 18:00 から 8日(日) 05:00まで

3. 第5次NACCS等から第6次NACCSへの移行処理において移行対象外となるデータ

次のデータについては、第5次NACCS等から第6次NACCSへの移行ができないため、対象となるデータが第5次NACCS等の稼働中に全て完結しない場合は、第5次NACCS等では業務処理を実施せずに第6次NACCS稼働後に業務処理を実施してください。

(1)海上入出港業務

- 「指定地外/船陸/船舶間交通許可申請(APA)」業務後、申請状態が未許可の指 定地外/船陸/船舶間交通許可申請情報データ
- ・「乗組員情報登録(VTX02)」業務で登録した海上乗組員データ
- ・「旅客情報登録(VTX03)」業務で登録した海上旅客データ

- ・「船用品情報登録(VTX04)」業務で登録した船用品データ
- ・ 港湾管理者業務 (K業務) に係る申請情報データ※
- ※ 「書類状態確認 (WVS)」業務にて申請状態を確認することは可能ですが、詳細 内容を確認することはできません。

(2) 乗員上陸許可申請業務

・「乗員上陸許可申請(CRW03)」業務で事項登録中の乗員上陸許可申請情報データ

(3) 医薬品医療機器等輸入報告関連業務

・ 事項登録中又は届出済みで受理前の医薬品医療機器等輸入報告データ